

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、経営の透明性並びに経営の効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本としています。

また、2003年4月に当社グループの「使命」「事業目標」「経営方針」等を定めたミッション・ステートメントを策定し、その指針に沿って行動することにより、企業価値の向上に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金(株)	39,080,012	42.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3,668,000	4.02
(株)福岡銀行	1,859,280	2.04
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,350,000	1.48
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,114,000	1.22
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	992,000	1.09
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY	910,000	1.00
東邦瓦斯(株)	708,944	0.78
(株)安川電機	700,780	0.77
日本生命保険(相)	674,497	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

- ・日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の持株のすべては、信託業務に係る株式です。
- ・上記のほか、当社所有の自己株式6,780,495株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.44%)があります。
なお、この自己株式数は株主名簿上の株式数であり、実質保有株式数は6,779,495株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.44%)です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小西 淳平	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西 淳平		小西淳平氏は、現に新日鐵住金(株)の業務執行者(使用人)であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者(使用人)でありました。新日鐵住金(株)は、当社の筆頭株主(当社の総株主の議決権の47.04%を所有(直接所有分、2015年3月31日時点))であり、当社は、新日鐵住金(株)の持分法適用関連会社です。また、新日鐵住金(株)は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロ規定の当社の特定関係事業者(主要な取引先)です。当社と新日鐵住金(株)の間では、耐火物製品販売等の取引があり、取引金額は45,872百万円(連結、2015年3月期)です。また、当社グループの新日鐵住金(株)の企業グループに対する売上比率は、約4	小西淳平氏は、新日鐵住金(株)の技術部門における長年の経験を有しており、この経歴を通じて培ってきた製鉄技術に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、選任いたしました。小西淳平氏については、独立性の観点ではなく、上記のとおり、製鉄技術に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の経営の監督に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任しています。なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。

	6.5%(連結、2015年3月期)となっています。
--	---------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

- 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続**
 内部監査については、リスクマネジメント部が、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況の実効性確認のために、当社及びグループ会社を対象として行います。また、その監査結果は、各職制にフィードバックし改善を促すとともに、その概要について危機管理委員会に報告を行います。
 監査役監査については、監査役会が監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っています。社内監査役は、取締役会、経営会議(経営会議については、常勤監査役が出席し意見を述べるができるものとしています。)、執行役員会等の重要な会議に出席する他、決裁伺書等の重要書類を閲覧し、取締役及び執行役員の業務執行状況や財産状況及び経営状況の監査を行っています。また、社内監査役は、事業場への往査等を行い、実効性のある監査に取り組んでいます。
 なお、監査役 丸田恵一氏は、当社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、監査役 部谷由二は、西日本鉄道(株)における経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係**
 リスクマネジメント部は、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について、必要に応じて社内監査役、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、監査役及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。
 また、リスクマネジメント部は、毎月2回、社内監査役との連絡会を開催し、内部監査等の業務を通して知り得たリスクマネジメント上の情報について、社内監査役と情報の交換を行っています。
 社内監査役は、必要に応じてリスクマネジメント部、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、リスクマネジメント部及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。
 また、社内監査役と会計監査人は、定期的(年度監査計画についてのヒアリング、四半期監査結果のレビュー、期中意見交換会)に、その他必要に応じて会合を開催するほか、会計監査人による本社地区の期末棚卸立会には社内監査役が同行し、必要に応じて会計監査人の会計監査に社内監査役が同行し立会います。
- 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係**
 社外取締役は直接、リスクマネジメント部、会計監査人との意見及び情報の交換を行っていませんが、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関して、取締役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行うことにより、認識の共通化に努めてまいります。
 社外監査役は直接、リスクマネジメント部、会計監査人との意見及び情報の交換を行っていませんが、監査役会において、社内監査役より、内部監査の実施状況及び結果、監査役監査の実施状況及び結果並びに会計監査人の職務の執行状況等について報告を受け、意見及び情報の交換を行うことにより、認識の共通化に努めてまいります。また、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関しては、取締役会及び監査役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行うことにより、認識の共通化に努めてまいります。
- 会計監査人の情報**
 - (1)会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
 - (2)2014年度に係る会計監査人の報酬等の額
・2014年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円
 - (3)非監査業務の内容
該当事項はありません。
 - (4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。
また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森崎 雅文	他の会社の出身者							○		○				
部谷 由二	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森崎 雅文		森崎雅文氏は、現に新日鐵住金(株)の業務執行者(使用人)であり、過去10年間ににおいても同社の業務執行者(使用人)でありました。新日鐵住金(株)は、当社の筆頭株主(当社の総株主の議決権の47.04%を所有(直接所有分、2015年3月31日時点))であり、当社は、新日鐵住金(株)の持分法適用関連会社です。また、新日鐵住金(株)は、会社法施行規則第2条第3項第19号口規定の当社の特定関係事業者(主要な取引先)です。当社と新日鐵住金(株)の間では、耐火物製品販売等の取引があり、取引金額は45,872百万円(連結、2015年3月期)です。また、当社グループの新日鐵住金(株)の企業グループに対する売上比率は、約46.5%(連結、2015年3月期)となっています。	森崎雅文氏は、新日鐵住金(株)の購買部門における長年の経験を有しており、この経歴を通じて培ってきた購買に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、選任いたしました。森崎雅文氏については、独立性の観点ではなく、上記のとおり、購買に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待して、社外監査役として選任しています。なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。
部谷 由二	○	部谷由二氏は、西日本鉄道(株)の業務執行者(業務執行取締役)です。当社と西日本鉄道(株)の間では、同社が提供する航空貨物サービスの利用で、年間仕入額約45万円(2014年3月期実績。2015年3月期は実績なし。)の取引があります。	部谷由二氏は、西日本鉄道(株)の経理・財務部門における長年の経験を有するとともに、2008年6月以降は同社取締役として経営に携わっています。この経歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する知見並びにビジネスに関する経験・見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、選任いたしました。当社と西日本鉄道(株)の間では、同社が提供する航空貨物サービスの利用で、年間仕入額約45万円(2014年3月期実績。2015年3月期は実績なし。)の取引があります。しかし、これらの取引は、当社及び同社の事業規模に比して僅少であることから、部谷由二氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、部谷由二氏を独立役員として指定しました。なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。

ととしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2008年6月27日開催の定時株主総会でご承認いただいた報酬枠の中で業績連動型報酬制度を運営しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2014年度(2014年度に係るもの及び2014年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなったもの(過去の事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。以下同じ。))における取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額は184百万円(基本報酬148百万円、役員退職慰労金引当金繰入額36百万円、対象となる役員の員数7名)です。

なお、上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。

2014年度における監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額は30百万円(基本報酬25百万円、役員退職慰労金引当金繰入額5百万円、対象となる役員の員数2名)です。

また、2014年度における社外役員の報酬等の総額は6百万円(基本報酬6百万円、対象となる役員の員数1名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役には、必要に応じて当社より出向く等して、取締役会付議事項の事前説明を行っています。

取締役会及び監査役会の資料・議事録の送付等、社外取締役及び社外監査役へのサポートは、総務グループが担当しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 各種組織について

(1) 取締役(会)

1) 役割

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守します。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受けます。社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。

2) 構成メンバー

取締役8名(社外取締役1名、女性0名)

3) 開催状況(2014年度)

定例: 13回、臨時: 1回

(2) 監査役(会)

1) 役割

社内監査役は、取締役会、経営会議(経営会議については、常勤監査役が出席し意見を述べるができるものとしています。)、執行役員会等の重要な会議に出席する他、決裁伺書等の重要書類を閲覧し、取締役及び執行役員の業務執行状況や財産状況及び経営状況の監査を行っています。また、社内監査役は、事業場への往査等を行い、実効性のある監査に取り組んでいます。社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。

また、監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしています。

2) 構成メンバー

監査役4名(常勤監査役1名、非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)、女性0名)

3) 開催状況(2014年度)

定例:12回

(3) 経営会議

1) 役割

代表取締役社長の諮問機関として、経営基本方針、重要な業務執行事項等の審議・報告を目的とした経営会議を定期的に(原則月2回)、また必要の都度開催しています。

経営会議に付議された事項は、その審議を経て代表取締役社長が決定しますが、取締役会付議事項に該当するものは、別途取締役会に付議しています。

2) 構成メンバー

・議長:代表取締役社長

・常勤取締役及び代表取締役社長が指名する者

・常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べるができるものとしています。

3) 開催状況(2014年度)

29回

(4) 執行役員(会)

1) 役割

当社は経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能との分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、2008年6月より執行役員制度を導入しています。

原則として、定例取締役会終了後に執行役員会を開催し、代表取締役社長からの取締役会の決定事項・報告事項の説明、執行役員からの業務執行状況の報告、情報交換を行います。

2) 構成メンバー

・代表取締役社長(1名)及び執行役員(19名、女性0名)

・監査役は、執行役員会に出席し意見を述べるができるものとしています。

3) 開催状況(2014年度)

12回

2. 会計監査の状況

会計監査については、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任 あずさ監査法人を起用し、会計処理の透明性と正確性に努め、期末の決算時に限らず、監査法人からの求めに応じて必要なデータを提出し、適正な監査が行える体制をとっています。

2014年度において、会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人の指定有限責任社員 業務執行社員 増田靖(継続監査年数2年)、同 佐田明久(継続監査年数5年)の2氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名です。

3. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めていませんが、内規において取締役及び監査役の基本報酬及び退職慰労金の額の算出方法等を定めています。

4. 当社と社外取締役、社外監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行うこととしています。

また、当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。

当社としては、これらの体制により、社外からのチェック機能が十分に働き、また、十分に取締役会の監督機能が担保されていると判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の第124期定時株主総会招集通知を、法定期日より4営業日前の6月5日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が運営する議決権行使サイトを利用して、電磁的方法(パソコン又は携帯電話を用いたインターネット)による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	株主総会招集通知を、当社ホームページ及び株主名簿管理人が運営する専用のサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、通期決算発表後(概ね5月下旬)及び第2四半期決算発表後(概ね11月下旬)に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しています。代表取締役社長が、決算内容、当社グループの戦略等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知のほか、決算説明会の資料を掲載している。また、決算説明会の動画配信も実施しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループをIR担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2003年4月に策定したミッション・ステートメントにおいて、「あらゆる活動を通じ事業価値向上につとめ、株主の利益に貢献します。」を当社グループの経営方針のひとつに位置づけています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年6月に、環境宣言を行いました。2002年にはISO14001の認証を取得し、省エネ、産廃削減環境に配慮した製品開発などに取り組んでいます。また、毎年「環境報告書」を作成し、当社のホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部統制システムの基本方針において、法令等の開示が定められた重要経営情報を適切に開示する他、IR活動やホームページを通じ、積極的な情報開示に取り組む旨を定めています。また、この基本方針に則って「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。
その他	現状、取締役、監査役、執行役員に女性は存在しません。当社として、女性であることを理由に役員への登用の有無を決定する取扱いはありませんが、役員にふさわしい人材であれば、性別に関係なく、登用を検討します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社グループは、2003年4月に策定したミッションステートメントに基づき、あらゆる活動を通じ企業価値の向上を目指します。その具体化のため、当社においては以下の基本方針に従い、業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保、関連法令の遵守を目的とした内部統制システムの継続的な整備・運用を行います。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守します。また、取締役会規程に基づき、取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受けます。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受けます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、危機管理委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や裁判文書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき、適切に行います。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示するほか、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組みます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めています。

当社の内部統制システムの運用は、各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的なマネジメント(リスクの把握・評価、対策立案、対策実施、自主点検等)を基本とします。

各部門のリスクマネジメントをサポートするため、業務上の各リスクに応じたリスク分科会を設置します。

各部門長及びグループ会社社長は、法令違反、若しくは違反のおそれのある行為を認識した場合、速やかに当該リスク分科会長及びリスクマネジメント部長に報告します。

リスクマネジメント部は、各部門、各リスク分科会、各グループ会社との間で情報を共有し、全社の内部統制システムの向上を図る観点から、各職制のリスクマネジメントの状況について、重要なリスクから重点的に内部監査を行い、その結果を危機管理委員会に報告するとともに、各職制にフィードバックします。

危機管理委員会を定期的に開催し、リスクへの対応状況について各危機管理委員からの報告を受け、必要に応じて指導を行います。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受けます。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告します。

社内監査役、総務グループ員、社外専門機関を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社内で違法・不当な行為が行われていた場合に通報を受け付け、その事実関係を調査して、結果を代表取締役社長、監査役及び通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には、就業規則に基づき、その行為者の処分を行います。

危機発生時には、危機管理委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめます。

(4) 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定します。また、裁判所規程、共通職務権限規程に取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定します。

経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等で十分に審議した上で、取締役会規程に基づき、取締役会で決議を行います。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記(3)で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保します。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施します。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ経営運用規程に基づき、各グループ会社は、事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行います。また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行います。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の内部統制基本規程に基づき、各グループ会社は、リスク管理事項について自主点検を行います。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生、若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行います。

また、当社は、リスクマネジメント責任者会議を定期的に開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図ります。

加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をします。

さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受付し、事実確認を行った上で、不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社において、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行います。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行います。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。また、各グループ会社における法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めます。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役から求めがあった場合、その職務を補助する専任のスタッフを置きます。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行います。

監査役スタッフの異動及び人事考課等については、監査役と総務人事部長とで協議します。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告します。また、リスクマネジメント部は、内部監査の結果をはじめ、業務を通して知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行います。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、裁判文書を監査役に回付することで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行います。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行います。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行いません。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上します。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力します。
リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行います。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とします。
反社会的勢力に関する事項については、総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等があった場合には、総務グループへ連絡するよう周知徹底します。当社へ反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し、その指導を受けながら、適切な対処を行います。

2. 内部統制システムの整備状況

当社グループは、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、それらに関する社内規程に基づいて、内部統制システムの運用、リスク管理及びグループ会社の業務の適正の確保を行っています。

- (1) 各職制
当社の部門長及びグループ会社社長の責任による自律的マネジメントを基本として、自部門又はグループ会社の業務に係るリスクの発生を未然に防止し、あるいは発生したリスクによる被害を最小限に食い止めるべく、業務規程・マニュアル類の整備、周知・教育、規程類に基づく業務の遂行、リスク対応策の実施、自主点検等を行っています。
なお、自部門又はグループ会社においてリスクが発生した場合、速やかに関係部門に報告することも部門長及びグループ会社社長の責任の一つとして内部統制基本規程に定めています。
- (2) リスク分科会
購買、製造、販売等の業務に応じたリスク分科会を8つ設置し、部門の枠組みを超えた内部統制活動の指導、支援、監視、情報の共有化を行っています。
- (3) リスクマネジメント部
リスクマネジメント部を設置し、各部門長、各リスク分科会長及び各グループ会社社長との間で情報を共有し、全社・グループ全体の内部統制システムの整備・運用のサポート及び内部監査を行っています。
なお、当コーポレート・ガバナンス報告書提出日(2015年6月29日)現在、リスクマネジメント部は、専任の部長1名、専任の担当者3名のほか、他部門・部署との兼務者18名で構成されています。
- (4) 危機管理委員会
当社グループの内部統制活動の方針・活動計画を審議、承認し、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況、課題・対策を報告し、情報を共有する機関として、危機管理委員会を設置しています。
危機管理委員会は、代表取締役社長を委員長、取締役、部門長及びリスク分科会長を委員として構成されています。この構成メンバーに、リスクマネジメント部長、監査役を加え、定期的に(原則四半期に1回)、また必要の都度開催しています。
なお、危機発生時には、危機管理委員会の中に緊急対策本部を設置し、機動的に問題解決にあたるようにしています。
- (5) 内部統制特別委員会
当社グループの内部統制上の重点課題の対応状況及びリスク分科会の活動状況のフォロー並びに内部統制上の施策の審議を主目的として、内部統制特別委員会を設置しています。
内部統制特別委員会は、内部統制を管掌する取締役を会議主査とし、リスク分科会長、リスクマネジメント部長、監査役を構成メンバーとして、定期的に(原則四半期に1回)、また必要の都度開催しています。
- (6) リスクマネジメント責任者会議
グループ会社との内部統制に関する情報の共有化及び意見交換の場として、リスクマネジメント責任者会議を開催しています。
リスクマネジメント責任者会議には、各社のリスクマネジメント責任者が出席し、定期的に(原則半期に1回)開催しています。
- (7) 内部通報制度
法令違反や不正の拡大を防止し、適切な措置を早期に講じる目的で、内部通報制度を設けています。内部通報窓口は、社内監査役及び総務グループ員に加え、社外専門機関としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針としています。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 対応窓口
反社会的勢力に関する事項については、総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等があった場合には、総務グループへ連絡するよう周知徹底しています。当社へ反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し、その指導を受けながら、適切な対処を行います。
- (2) 情報収集
福岡県企業防衛対策協議会に加盟して警察や近隣他社との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を図っています。

